

入会金及び会費規則

この法人は、定款第8条の規定に基づき、会員の入会金及び会費規則を次のとおり定める。

(入会金)

第1条 入会金は、次のとおりとする。

(1) 資本金、出資金又は基金1億円以上の不動産鑑定業者	……	300,000円
(2) 10人以上の不動産鑑定士を有する不動産鑑定業者	………	300,000円
(3) 資本金、出資金又は基金5千万円以上の不動産鑑定業者	…	300,000円
(4) 5人以上の不動産鑑定士を有する不動産鑑定業者	………	300,000円
(5) 前4号以外の不動産鑑定業者及び従たる事務所	………	80,000円
(6) 不動産鑑定士	………	40,000円
(7) 不動産鑑定士補	………	25,000円
(8) 特別会員	………	40,000円

2 不動産鑑定業者に所属する不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が業務上交代入会する場合、不動産鑑定士は10,000円、不動産鑑定士補は5,000円とする。

3 団体の賛助会員の入会金は、第1項第1号、第3号及び第5号を適用する。個人の賛助会員の入会金は、第1項第7号を適用する。

4 正会員である不動産鑑定業者が設置する2番目以降の事務所が都内に存する場合、1つの事務所につき80,000円を加算する。

(会費)

第2条 会費は、年額次のとおりとする。

(1) 資本金、出資金又は基金1億円以上の不動産鑑定業者	……	400,000円
(2) 10人以上の不動産鑑定士を有する不動産鑑定業者	………	400,000円
(3) 資本金、出資金又は基金5千万円以上の不動産鑑定業者	…	400,000円
(4) 5人以上の不動産鑑定士を有する不動産鑑定業者	………	88,000円
(5) 前4号以外の不動産鑑定業者及び従たる事務所	………	88,000円
(6) 不動産鑑定士	………	24,000円
(7) 不動産鑑定士補	………	12,000円
(8) 特別会員	………	24,000円

2 団体の賛助会員の会費は、第1項第1号、第3号及び第5号を適用する。個人の賛助会員の会費は、第1項第7号を適用する。

3 正会員及び特別会員である不動産鑑定業者の代表者は、第1項第6号乃至第8号の会費は徴収しない。

4 正会員である不動産鑑定業者が設置する2番目以降の事務所が都内に存する場合、1つの事務所につき64,000円を加算する。